附則第三条第二項を次のように改める。

2　財務諸表提出会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十項に規定する有価証券をいう。以下同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券（この府令による改正前の財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項において同じ。）、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての新財務諸表等規則第八条第二十一項の規定の適用については、なお従前の例による。

附則第三条に次の一項を加える。

3　新財務諸表等規則第八条の七の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表から適用し、同日前に開始した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新四半期連結財務諸表規則」という。）の規定（新四半期連結財務諸表規則第十条の三において準用する第二条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条及び次条において「新四半期財務諸表等規則」という。）第五条の二第三項の規定を除く。）は、施行日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係るものについては、なお従前の例による。

2　新四半期連結財務諸表規則第十条の三において準用する新四半期財務諸表等規則第五条の二第三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について適用する。

3　施行日から平成二十四年三月三十一日までに開始する連結会計年度（以下この項及び第四条第三項において「当連結会計年度」という。）の直前連結会計年度（以下この項及び第四条第三項において「前連結会計年度」という。）において、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行っており、かつ、当連結会計年度に属する四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表（比較情報を除く。）に適用した会計方針と前連結会計年度の四半期連結財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨及び前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る税金等調整前四半期純損益その他の重要な項目の金額と、当該四半期連結累計期間に変更後の会計方針を適用した場合においてこれらの項目に計上されるべき金額との差額を注記しなければならない。ただし、当該差額について、適時に正確な金額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。

4　前項の規定にかかわらず、同項に規定する差額を算定することが困難な場合には、当該差額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

5　施行日以後に開始する連結会計年度の開始の日に、負ののれんの未償却残高がある場合において、新四半期連結財務諸表規則第二十七条の二本文の規定に基づき第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しないときは、当該第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結累計期間に係る負ののれんの償却額を注記しなければならない。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　新四半期財務諸表等規則の規定（新四半期財務諸表等規則第五条の二第三項の規定を除く。）は、施行日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係るものについては、なお従前の例による。

2　新四半期財務諸表等規則第五条の二第三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について適用する。

3　施行日から平成二十四年三月三十一日までに開始する事業年度（以下この項及び第五条第三項において「当事業年度」という。）の直前事業年度（以下この項及び第五条第三項において「前事業年度」という。）において、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行っており、かつ、当事業年度に属する四半期会計期間に係る四半期財務諸表（比較情報を除く。）に適用した会計方針と前事業年度の対応する四半期会計期間に係る四半期財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨及び前事業年度の対応する四半期累計期間に係る税引前四半期純損益その他の重要な項目の金額と、当該四半期累計期間に変更後の会計方針を適用した場合においてこれらの項目に計上されるべき金額との差額を注記しなければならない。ただし、当該差額について、適時に正確な金額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。

4　前項の規定にかかわらず、同項に規定する差額を算定することが困難な場合には、当該差額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

5　施行日以後に開始する事業年度の開始の日に、負ののれんの未償却残高がある場合において、新四半期財務諸表等規則第二十二条の三本文の規定に基づき第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しないときは、当該第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る負ののれんの償却額を注記しなければならない。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新中間連結財務諸表規則」という。）の規定（新中間連結財務諸表規則第十一条の三において準用する第四条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条及び次条において「新中間財務諸表等規則」という。）第五条の二第三項の規定を除く。）は、施行日以後に開始する中間連結会計期間に係るものについて適用し、同日前に開始した中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

2　新中間連結財務諸表規則第十一条の二において準用する新中間財務諸表等規則第五条の二第三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用する。

3　前連結会計年度において、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行っており、かつ、当連結会計年度に属する中間連結会計期間（以下この項において「当中間連結会計期間」という。）に係る中間連結財務諸表（比較情報を除く。）に適用した会計方針と前連結会計年度に属する中間連結会計期間（以下この項において「前中間連結会計期間」という。）に係る中間連結財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨及び前中間連結会計期間に係る税金等調整前中間純損益その他の重要な項目の金額と、当該中間連結会計期間に変更後の会計方針を適用した場合においてこれらの項目に計上されるべき金額との差額を注記しなければならない。

4　前項の規定にかかわらず、同項に規定する差額を算定することが困難な場合には、当該差額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　新中間財務諸表等規則の規定（新中間財務諸表等規則第五条の二第三項の規定を除く。）は、施行日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

2　新中間財務諸表等規則第五条の二第三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用する。